

妊娠・育休トラブル 電話相談

19時まで
延長

1年契約で更新されてきたのに、
妊娠を伝えたら、次の
契約更新はしないと言われた。

上司から、産休・育休は取れない
と言われた。

育休は取れたけど、
「戻るときはパートに
なってね」と言われた。



これって
マタハラ???



妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、
解雇、不利益な異動、減給、降格などの
不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

平成26年12月17日(水)～19日(金)

8時30分～19時00分

3日間は時間を延長してご相談をお受けします。

通常の受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

会社の所在地の各労働局雇用均等室へご相談を！(匿名でも大丈夫です)

滋賀 ☎077-523-1190

大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル

京都 ☎075-241-0504

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

大阪 ☎06-6941-8940

大阪市中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館

兵庫 ☎078-367-0820

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー15階

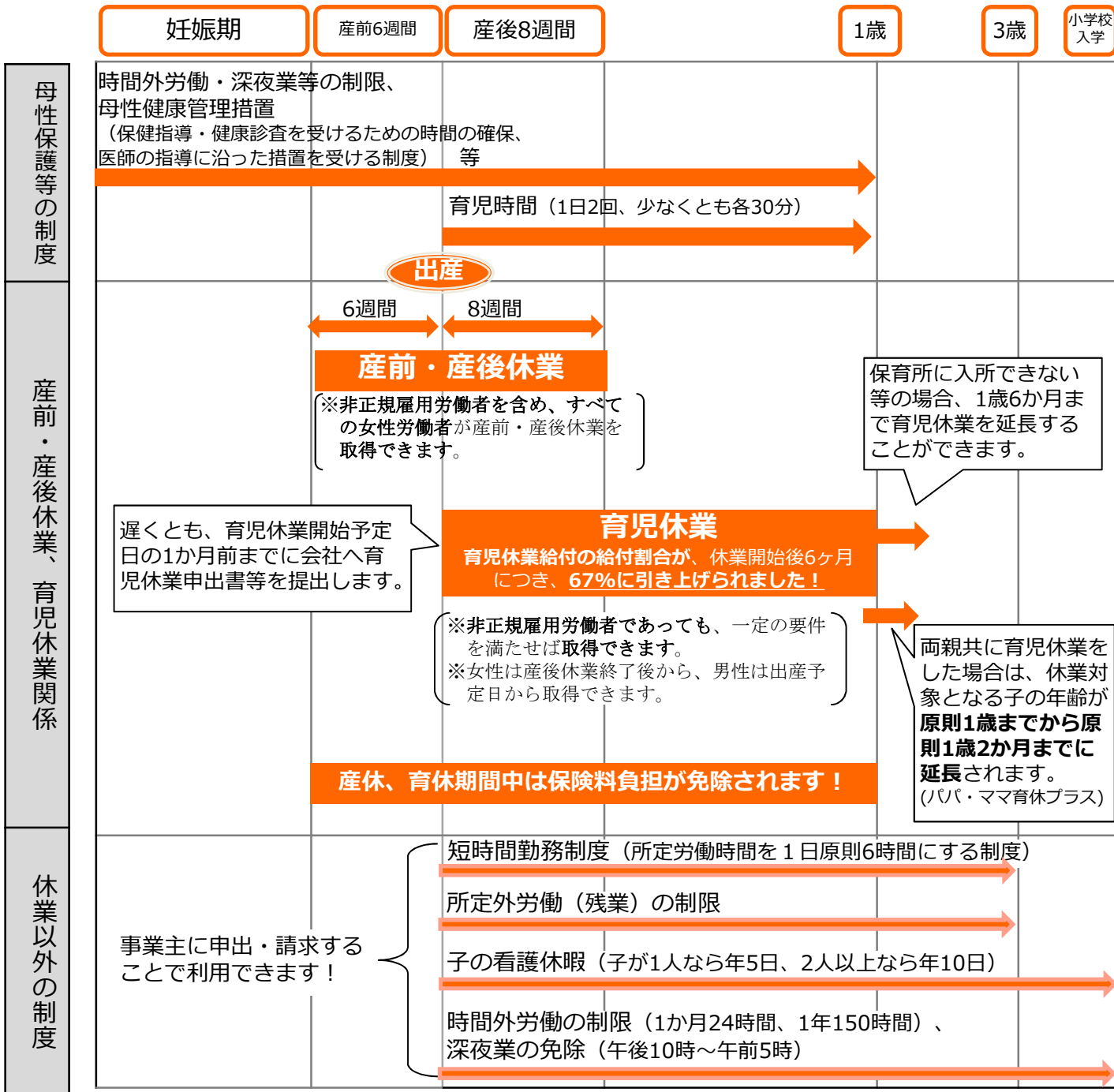
奈良 ☎0742-32-0210

奈良市法蓮町387番地奈良第3地方合同庁舎

和歌山 ☎073-488-1170

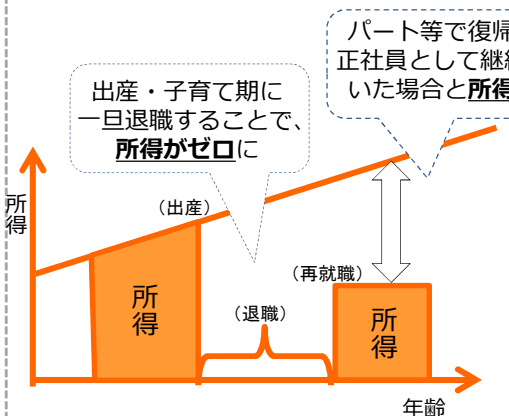
和歌山市黒田2丁目3番2号和歌山労働総合庁舎4階

～妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度～



豆知識

～いちど退職してしまうと、生涯賃金に大きな差が出ます～



●大学卒業後、22歳時に就職、28歳で第一子、31歳で第二子を出産した女性の場合。

	大卒 生涯所得 (退職金含む)
育児休業を1年間利用して仕事を続けた場合 (従前の給与の4割を支給したと仮定)	2億5,737万円
出産退職後、パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合	4,913万円

大きな差